

復興とは何か

—あらためて問われる創造的復興—

2021年3月



株式会社日本政策投資銀行
産業調査部 兼 サステナビリティ企画部
蛭間 芳樹

目 次

1. はじめに__問題意識	p2
2. 復興とは何か	p4
2-1 復興の定義を巡る内外議論	
2-2 復興の体制・ガバナンス	
2-3 復興の理念、方針	
3. 復興の教訓：産業復興の観点から	p14
3-1 阪神・淡路大震災から 26 年	
3-2 東日本大震災から 10 年	
3-3 熊本地震震災から 5 年	
4. 総括	p21

1. はじめに―問題意識

社会や経済の近代の歩みは、危機や災害からの復興の歩みと同義だと言っても過言ではない。

日本の場合、明暦大火(1657)からの復興では墨田川へ両国橋の架橋をはじめ大江戸形成を目指す都市改造を推進した。関東地震(1923)からの帝都復興では、工業化・自動車時代と人口増加を踏まえた近代都市のインフラ構築を目指し、「創造的復興」の価値観が提唱された。太平洋戦争(1945 終戦)からの戦災復興では、戦後社会の成長的復興の基盤として都市構造の計画的築造を目指し、現在の首都圏の都市骨格を形成し、高度経済成長を実現した。伊勢湾台風(1959)は、災害に対する恒久法「災害対策基本法」が制定される契機となった。そして、阪神・淡路大震災(1995)は、経済や産業構造の革新による被災地の活力向上を前提に、「生活の再建及び経済の復興」の理念を掲げた。東日本大震災(2011)や熊本地震震災(2016)からの復興では、阪神・淡路大震災時とほぼ同じ理念が掲げられ早10年、5年弱が経過した。そして足元の新型コロナウイルス感染症の危機対応では、各先進国を中心にポストコロナのあるべき国家像が掲げられた。日本政府が掲げたデジタル・トランスフォーメーションや脱炭素¹、欧州のグリーン・リカバリー、米国のビルド・バック・ベター、中国の健康シルクロードなどが典型であり、これらはコロナ復興政策とも称される。

危機や災害からの復興は、多くの場合、国、都市、地域そして社会の変革、新たな成長のきっかけや原動力となってきた。その反面、安政東海地震(1854)、翌5日の安政南海地震(1854)、安政江戸地震(1855)、そして安政の風水害(1856)、安政のコレラ大流行(1858)と続いた安政時代に日本を襲った一連の国難災害は、江戸幕藩体制から明治維新へと移行する大きな転換期となった。内戦を含む危機や災害後に社会が必要とする復興に対応していかなければ、国の体制は不安定化することは、近年でも世界各地で発生している。

日本の災害対策基本法(1960)には、災害や防災の定義がある(図表1)。しかし、東日本大震災復興法(2011-2021)や大規模災害からの復興に関する法律(2013)(図表2)に、復興の定義はない。双方ともに復興の基本理念を定めた理念法だ。本稿では、この法的には定義がなされていない復興という言葉に着目し、阪神淡路大震災²から26年、東日本大震災³から10年、熊本地震震災⁴から5年弱の、それぞれの復興の歩みを振り返ることで、復興の実像を考察する(第2章)。また、産業復興の観点から具体的な事例とともに、上記災害からの復興過程から学ぶべき教訓を考察する(第3章)。最後に、「復興とは何か」の命題を総括するとともに、復興戦略の必要性を提示する(第4章)。

¹ 経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定)を参照

² 「兵庫県南部地震から26年」の表記が正確であるが、便宜上、「阪神・淡路大震災から26年」の表現を用いる。

³ 東日本大震災について、同上趣旨で表現している。

⁴ 熊本地震震災について、同上趣旨で表現している。

図表 1 災害対策基本法 (定義) 第二条⁵

同法における災害、防災の定義

【災害】暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

【防災】災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。

図表 2 大規模災害からの復興に関する法律 (基本理念) 第一条三項⁶

同法における復興の理念

【復興の理念】大規模な災害からの復興は、国と地方公共団体とが適切な役割分担の下に地域住民の意向を尊重しつつ協同して、当該災害を受けた地域における生活の再建及び経済の復興を図るとともに、災害に対して将来にわたって安全な地域づくりを円滑かつ迅速に推進する。

図表 3 災害対策関係法律の整理⁷

災害対策基本法と大規模災害からの復興に関する法律の包含関係

類型	予防	応急	復旧・復興		
地震 津波	大規模地震対策特別措置法	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法 ・消防法 ・警察法 ・自衛隊法 	<p>【災害対策基本法】</p> <p><全般的な救済援助措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・激甚災害法 <p><被災者への救済援助措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業信用保険法 ・雇用保険法 ・被災者生活再建支援法 など <p><災害廃棄物の処理></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 など <p><保険共済制度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震保険に関する法律 ・農業災害補償法 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定非常災害法 ・借地借家特別措置法 など <p>【大規模災害からの復興に関する法律】</p>		
	津波対策の推進に関する法律				
	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 ・首都直下地震対策特別措置法 ・建築物の耐震改修の促進に関する法律 ・密市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 ・津波防災地域づくりに関する法律 など 				
	火山			活動火山対策特別措置法	
	風水害			河川法	・水防法
	地滑り 崖崩れ 土石流			<ul style="list-style-type: none"> ・砂防法 ・地すべり等防止法 ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 	
豪雪	豪雪地帯対策特別措置法				
原子力	原子力災害対策特別措置法				

⁵ 災害対策基本法(定義)第二条を引用。防災は、「災いを防ぐ」という漢字構成から事前対策のみを対象としていると思われるが、同法定義では、直後の緊急対応から復旧までを対象としている。

⁶ 大規模災害からの復興に関する法律(基本理念)第一条三項を引用。同法の(定義)第二条に復興の定義はない。

⁷ 防災白書、内閣府防災担当 令和二年度版 附属資料 27 主な災害対策関係法律の類型別整理表 より DBJ 作成

2. 復興とは何か

復旧と復興の違いは何だろうか。一般に、「復旧」とは被災前の状態・機能に戻す（旧に復す）ことで、復興とは「復し興す」と認識されている。例えば、罹災後の、国による自治体への激甚災害特措法等の支援は原則「原形復旧」だ。道路をはじめとする社会基盤施設の被災後の復旧がこれに該当する。一方、原形復旧では災害や危機からの脆弱性が改善されず、安全が確保できない場合や、原形復旧よりも費用も含め合理的である場合には、「改善復旧」を行うことが可能だ。では、「改善復旧」と「復興」は何が違うのだろうか。また、2021年2月22日、衆議院予算委員会での集中審議では、東日本大震災の被災地域に対する復興庁を含む政府のこれまでの復興施策と現状について、野党から「本当の復興に向かっているのか」との質問があった。では、「本当の復興」とは何だろうか。

本章では、「復興とは何か」の本稿の命題、すなわち復興の定義を、学会や国際機関（2-1節）、復興体制（2-2節）、復興理念（2-3節）の観点を念頭におき、具体の事例を振り返りながら復興の実像を考察する。

2-1 復興の定義を巡る内外議論

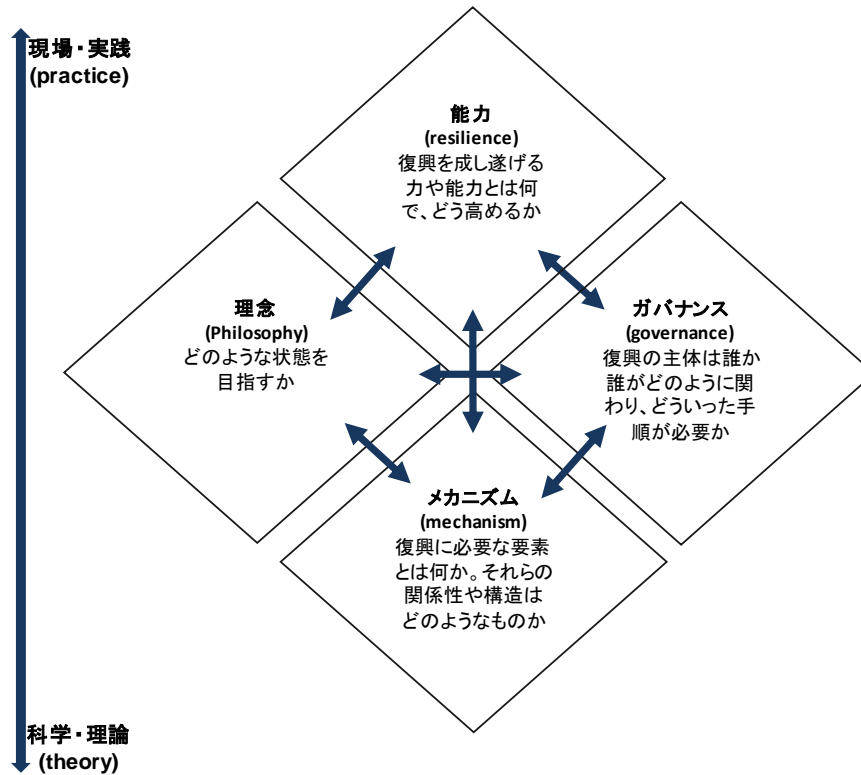
日本災害復興学会での議論

日本災害復興学会（2008年創設）は、2009年から2011年の間、災害からの復興について議論を重ねてきた。2020年9月に開催された同会年次総会では、復興の定義に関する4つの視点：①理念、②メカニズム、③ガバナンス、④能力（レジリエンス）が示された（図表4）。復興の定義に関する論点は、この4つの検討領域にあるとの仮説である。

また、本学会は、東日本大震災発災から10年間の復興過程を踏まえ、新たな復興の論点として以下の3点を指摘した（図表5）。まず、①復興と土地の議論である。福島第一原発事故や津波浸水の影響を受けた地域は、長期間にわたり地元住民がその土地から離れざるを得ない状況を生み出した。過去の復興は被災者と被災地域が一体不可分であることを前提に、復旧や復興事業を推進していたが、被災地から遠く離れた地域で生活や生業を再建する個人の復興⁸の議論が深められるべきとの指摘があった。次に、②国と地域の議論である。個々の地域や集落レベルの復興において、人材や専門知識の不足、復興事業を担う事業者の不足、心理的不安、将来の不透明さなどに向き合わざるを得なかった。復興の意志や目指す方向性は同じでも、国家の復興像と地域の復興力の間には齟齬が生じている可能性を指摘した。最後に、③復興という言葉の持つ社会性・政治性の議論である。本学会では、「地震は自然現象」、「震災は社会現象」、「復興は政治現象」という論を議論しているが、復興の定義不在であるが故に、政治的に用いられていないかと問題提起をしている。これは、復興や復興事業を、被災後の地域社会が無条件で目指すべき絶対善であるという、これまでの前提を問い直す指摘である。

⁸ 専門用語で「人間の復興」という。

図表4 復興を問う4つのアプローチ⁹
 —日本災害復興学会での考察



図表5 3つの新たな復興の論点¹⁰
 —東日本大震災からの復興過程から

①復興と土地の問題	<p>【これまで】被災者と被災地が一体不可分であることを暗黙の前提とした復興の議論をしていた。</p> <p>【今後】被災地から遠く離れたところでコミュニティや生活を再建することの是非やその可能性について事前に議論が深められるべき。</p>
②地域の復興と国の復興の関連性	<p>【これまで】インフラなどの社会基盤施設の復旧や復興事業が、被災地の復興に寄与し、地域と国の復興が社会的にも経済的にも同期していた。</p> <p>【今後】人口減少、高齢化、不確実性を伴う社会では、地域の復興と国の復興の関連性に齟齬が生じる。理念や方針は同じでも地域の復興力を踏まえるべき。</p>
③復興という言葉の持つ社会性・政治性	<p>【これまで】復興は、被災後の社会が目指すべき絶対善であるという前提で、復興に臨んできた。</p> <p>【今後】(罹災前でも罹災後でも)被災地域の復興とは何かを、利害関係者がよく対話し、合意形成をする必要がある。復旧や復興は必ずしも地域の絶対的な価値であるか見極める必要がある。地域の事前復興計画の必要性を提案。</p>

⁹ 日本災害復興学会論文集 第15号特集号, 2020.9 より DBJ 作成

¹⁰ 同上

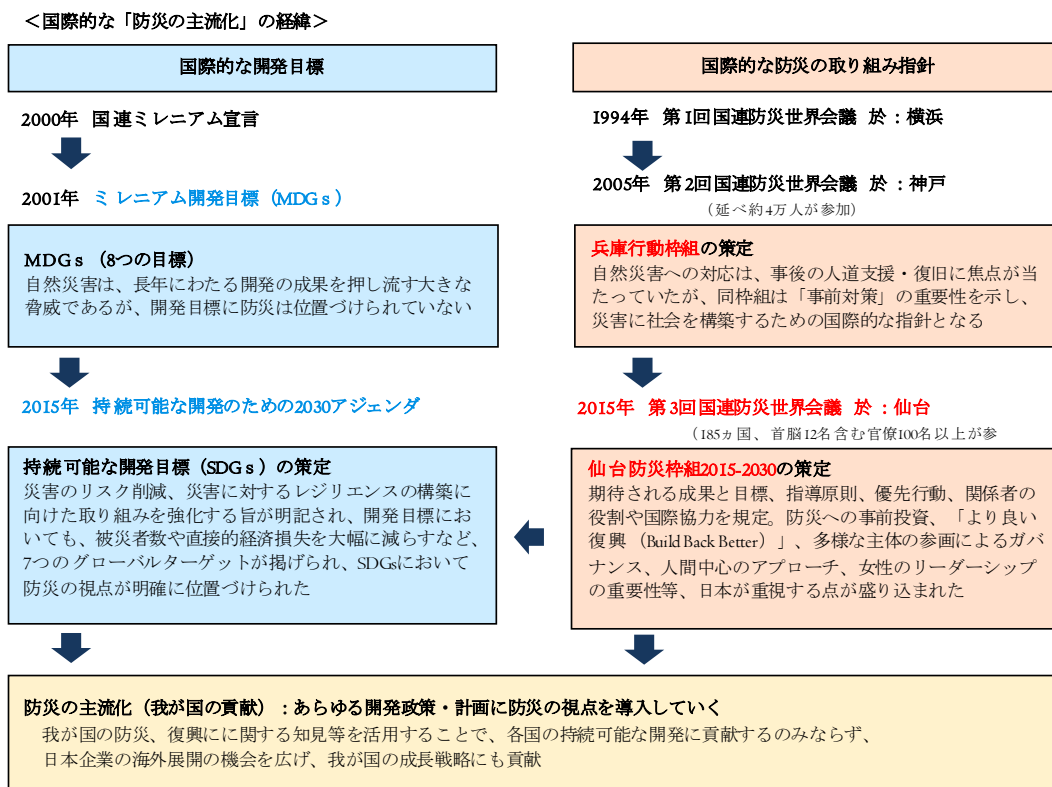
国連仙台防災枠組（2015-2030）

：防災の主流化、より良い復興（Build Back Better）

仏の都市パリは、脱炭素、ESG、サステナビリティの議論でよく登場してくる都市名である。同市を世界共通の課題（グローバルアジェンダ）を象徴する都市名として知らしめている所以は、地球温暖化対策の国際的な枠組みで国連 SDGs の重要なアジェンダをも担う契機となった 2015 年のパリ協定であろう。パリと同様の位置づけの都市が日本の仙台市である。2015 年に採択された仙台防災枠組があり、SDGs での位置づけもパリ協定と同等で日本が主導してきた（図表 6）。この仙台防災枠組に、「防災の主流化」と「より良い復興」という中核概念がある。また、本稿で検討している復興の定義がある。国連での復興の定義は、「災害後の復旧・復興フェーズを利用して、物理的インフラや社会システムの復元および、生活・経済・環境の再生に、災害リスク軽減策を統合することで、国家や社会の災害レジリエンスを高めること」である。

よりよい復興(Build Back Better（以下、3B という）は、近年市民権を得た言葉のレジリエンス（Resilience）を換言するとともに、分かりやすい表現である。すでに 3B は、特定の固定観念として防災、危機管理、安全保障分野では共通の専門用語となっており、米国大統領選挙 2020 では、民主党ジョー・バイデン氏が米国再建に向けた新しいスローガンとして、3B を使用した。

図表 6 仙台防災枠組策定までの国連の動き¹¹



¹¹ 内閣府防災担当 防災白書 令和二年度版 より DBJ 作成

2-2 復興の体制・ガバナンス

本節では、復興を推進するための体制・ガバナンスに着目し、関東大震災、阪神・淡路大震災、東日本大震災の事例を比較し、国と地方自治体の関係性を考察する。

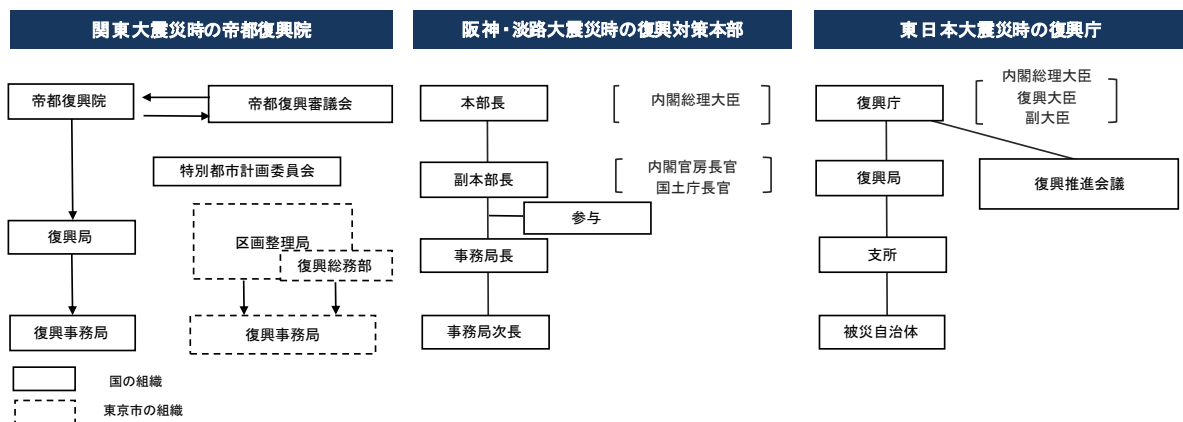
関東大震災からの復興体制

発災から6日目の大正12年9月6日、後藤新平内務大臣は閣議に「帝都復興ノ議」を諮り、その中で帝都復興のため、その最高政策を審議決定させるための臨時帝都復興調査会を設置し、復興に関する特設官庁「帝都復興院」を新設することを提唱した。これを受け、関係当局により大正12年9月19日帝都復興審議会官制が公布された。帝都復興院は、内閣総理大臣の直轄管理とされ、東京・横浜の都市計画、都市計画事業の執行および市街地建築物法の施行その他復興に関する事務を担った。

しかし、世論などから、帝都復興院は、その組織権限に比してあまりに膨大すぎる、都市計画法制や市制などの現行法制に抵触する等の議論を呼んだ。第47帝国議会で、帝都復興院に関する予算の全額を削除、帝都復興事業についてもその内容によって国家が直接執行すべきものと関係公共団体が執行すべきものとを分け、後者の予算を削除することが決定され、翌大正13年2月23日勅令第25号で、帝都復興院は廃止となった。その結果、当初の予算13億円は7億円まで圧縮された。

その後、帝都復興事業の執行機関は、内閣総理大臣の管理下の帝都復興院から内務大臣の管理下の復興局へと移管され、その復興に関する権限や事務は、各省の所管に戻されるなど縮小され、復興を統括する国の組織は解体された。これらは後に「後藤新平の大風呂敷」と言われるようになる。

図表7 復興の体制（ガバナンス）¹²



¹² 帝都復興事業誌 緒言—組織及法制篇（復興事務局）（昭和6年）、総理府 阪神・淡路復興対策本部事務局「阪神・淡路大震災復興誌」（平成12年2月）、復興庁 「復興の現状と課題」（2021.1）などからDBJ作成

阪神・淡路大震災からの復興体制

阪神・淡路復興委員会（平7年2月15日設置、平8年2月14日廃止、委員長：東京海上研究所理事長、事務局：総理府本府）は、「阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律」に先んじて、総理府本府組織令の一部改正及び阪神・淡路復興委員会令の制定により、発災から1か月後に設置された。同委員会は、3つの意見と11の提言を内閣総理大臣に提出した。

阪神・淡路復興対策本部（平7年2月24日設置、5年間活動、本部長：内閣総理大臣、事務局：国土事務次官）は、委員会からの提言を受け、関係省庁、関係地方公共団体、関係事業者に対して実際の復旧から復興までの施策を検討し、実行に移すための組織。第1回会議は応急・緊急対策についての実施状況と進め方について、第2回会議は震災関係の税制上の対策等について議論をするなどを経て、4月28日に「阪神・淡路地域の復旧・復興に向けての考え方と当面講ずべき施策」を決定した。94年度から99年度までに、総額5兆200億円が投じられた。

臨時組織ではあるものの、国・政府では復興対策本部が創設され、被災地の兵庫県では復興本部が立ち上げられた。復興の推進に際して、被災地の基礎自治体が復興計画を策定し、これを政府が支援するという国と地方自治体の連携体制、ガバナンスが確立したと言える。しかし、当時、兵庫県が提案した震災復興に関する特別立法は実現しなかった。

東日本大震災からの復興体制

発災から3か月後、東日本大震災復興基本法（平成23年6月24日法律第76号）第4章（24条）に復興庁設置の基本方針が規定された。その後、同12月9日に成立した復興庁設置法によってその目的、所掌事務、組織が具体化された。復興庁は、内閣の直下に置かれ（設置法2条）、東日本大震災復興基本法第2条の基本理念にのっとり、東日本大震災（福島第一原子力発電所事故による災害も含む）からの復興に関する内閣の事務を内閣官房とともに助けること、主体的かつ一体的に行うべき東日本大震災からの復興に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図ることを目的とした体制が構築された（設置法3条）。

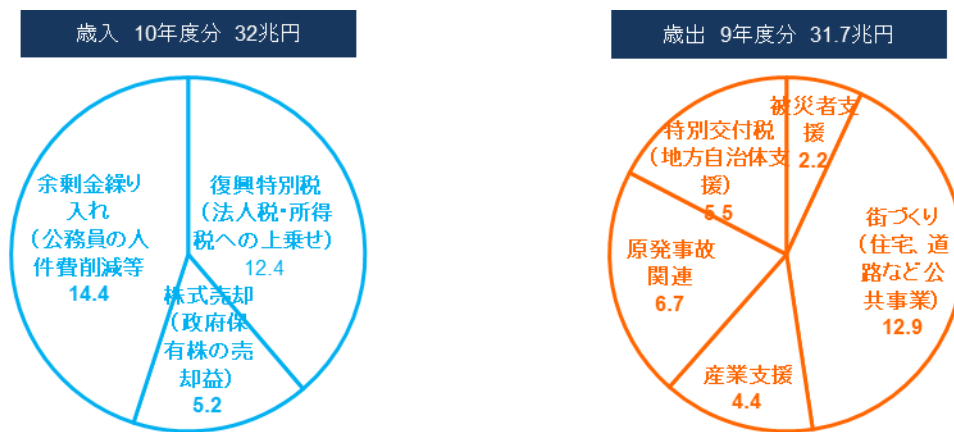
被災県には復興局（岩手復興局、宮城復興局、福島復興局）が創設され、各々の県の被災状況と復興計画を、県知事らとともに、協議しながら推進する体制が構築された。復興局には、総括局を共通機能とし、岩手県や宮城県では産業・観光振興について、福島県ではそれらに加え原子力災害避難地域等帰還・再生に関する横断復旧を目指す機能が組み込まれた。ここからも分かるように、復興の一義的な主体は地方自治体である。これは、前述の阪神・淡路大震災の国と地方公共団体の復興体制・ガバナンスと同じだ。

2019年12月20日、発災から10年となる2021年3月31日までに廃止される（設置法21条）こととされていた復興庁は、当初の計画から更に10年延長し、2031年3月31日までと

する「復興の基本方針」が閣議決定され、現在に至る。なお、復興庁は、その予算のすべてを、他省庁などと共管する東日本大震災復興特別会計に計上しているため、復興庁所管の歳出予算は存在しない。2020年度東日本大震災復興特別会計予算における復興庁所管の歳出予算は1兆4023億9159万4千円で、10年間の累計は約32兆円である（図表8）。

なお、令和2年5月に改訂された防災基本計画では、復興の主体は地方公共団体にあることが明記されており、災害対策基本法には「国と地方公共団体が一体として復興を推進する」という記述があるが、あくまでも国の役割は後方支援にある（図表9）。

図表8 東日本大震災 復興関連事業の歳入と歳出¹³
(単位：兆円)



図表9 復興の主体・体制に関する法的根拠¹⁴

①災害対策基本法 第八条

国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、一体として国土並びに国民の生命、身体及び財産の災害をなくすることに寄与することとなるように意を用いなければならない。

②防災基本計画 第三章 災害復旧-復興

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、地方公共団体が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

¹³ 復興庁「復興の現状と課題」(2021.1)よりDBJ作成

¹⁴ 災害対策基本法(昭和36年6月27日)、防災基本計画(令和2年5月)よりDBJ作成

2-3 復興の理念、方針

復興をどのような価値観のもとに進めていくのかは、災害を機とした社会や経済の新常態（ニューノーマル）を目指すうえで重要である。本節では、過去の災害時における復興の方針、理念を振り返り、復興の方針、理念、価値観の源泉を考察する。

関東大震災における復興方針／政府

後藤新平は、帝都復興詔書（大正 12 年 9 月 12 日）の中で、帝都復興計画の根本方針「東京は帝国の首都にして、国家政治の中心、国民文化の淵源たり。したがって、この復興はいたずらに一都市の形体回復の問題に非らずして、実に帝国の発展、国民生活改善の根基を形成するにあり」が示された。また、後藤は、“この震災は、理想的帝都建設の為の絶好の機会なりとし、躊躇逡巡、この機会を逸せんか、国家永遠の悔を胎するに至るべし”と発言し、原状回復にとどまらない、いわゆる「創造的復興」の価値観を提示した（図表 1 0 左）。

阪神淡路大震災における復興の基本理念／政府、阪神・淡路復興委員会など

阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律（平成 7 年 2 月 24 日）の中で、基本理念「阪神・淡路地域の復興は、国と地方公共団体とが適切な役割分担の下に地域住民の意向を尊重しつつ協同して、阪神・淡路地域における生活の再建及び経済の復興を緊急に図るとともに、地震等の災害に対して将来にわたって安全な地域づくりを緊急に推進し、もって活力ある関西圏の再生を実現すること」が示された¹⁵（図表 1 0 中）。

東日本大震災における復興の基本理念／復興庁

東日本大震災復興基本法（平成 23 年 6 月 24 日）の中で、5つの理念が掲げられている（図表 1 0 右）。これまでの災害後における復興の基本理念に加え、原子力発電所事故の影響を踏まえ、安全保障の観点（食料問題、エネルギー問題など）を踏まえた理念となっていることを確認することができる。さらには、女性や子供、障がい者など多様な価値観や意見を反映されるべきという、多様性の観点も包含されている。

なお、2021 年 3 月 9 日、政府は閣議で、被災者の心のケアや、原発事故の避難指示が解除された地域への帰還や移住に取り組むなどとする新たな復興の基本方針を決定した。「被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現していく」という第 1 期復興・創生期間（平成 28 年度から令和 2 年度まで）の理念を継承し、第 2 期復興・創生期間においては、復興への取組を更に前に進めることとしている。

¹⁵ 復興実現の目標年次は、2101 年とし、22 世紀に至る 100 年を想定する議論をしていた。災害復旧事業を都市・産業計画のスタートとして、100 年の大系のもとで着手する長期的な視野に立脚していた。そのなかで、集約型都市構造への転換（スマートシュリンク）も提示されていた。

図表 1 0 復興方針、理念の中核の概要¹⁶

対象災害	関東大震災	阪神・淡路大震災	東日本大震災、 福島原子力発電事故
提唱者・原典	後藤新平内務大臣 帝都復興詔書	兵庫県「阪神・淡路震災復興計画」(ひょうごフェニックス計画)	東日本大震災復興基本法
復興の中核理念	<p>①遷都すべからず。 (遷都の声が既に上がっていた)</p> <p>②復興費に三十億円を要すべし。 (当時の国家予算の二倍以上)</p> <p>③欧米最新の都市計画を採用して、我国に相応しい新都を造営せざるべからず。</p> <p>④新都市計画実施の 위해서는、地主に対し断乎たる態度を取らざるべからず。</p>	<p>①「兵庫 2001 年計画」の理念に基づく先導的な復興事業を、この地域において推進する。</p> <p>②高齢化・成熟化の進む 21 世紀へ向けて、一人ひとりが主体的に自らの生活を創造しながら、共生する社会づくりを進める。</p> <p>③この地域のもつ文化的風土のうえにたって、外国に開かれたまちづくりを進める。</p> <p>④自然への畏敬の念をもち、自然と共生しながら、命を守り育む、アメニティ豊かな都市づくりを進める。</p>	<p>①…単なる災害復旧にとどまらない活力ある日本の再生を視野に入れた抜本的な対策及び一人一人の人間が災害を乗り越えて豊かな人生を送ることができるようにすることを旨として行われる復興…</p> <p>②…国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の連携協力並びに全国各地の地方公共団体の相互の連携協力が確保されるとともに、被災地域の住民の意向が尊重され、あわせて女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映されるべき…</p> <p>④少子高齢化、人口の減少及び国境を越えた社会経済活動の進展への対応等の我が国が直面する課題や、食料問題、電力その他のエネルギーの利用の制約、環境への負荷及び地球温暖化問題等の人類共通の課題の解決に資するための先導的な施策への取組が行われるべき…</p> <p>③⑤は割愛</p>

¹⁶ 帝都復興事業誌 緒言一組織及法制篇(復興事務局)(昭和6年)、総理府 阪神・淡路復興対策本部事務局「阪神・淡路大震災復興誌」(平成12年2月)、復興庁「復興の現状と課題」(2021.1)などからDBJ作成

【小括】復興とは何か

本章では、「復興とは何か」の本稿の命題について、学会や国際機関（2-1 節）、復興体制（2-2 節）、復興理念（2-3 節）の具体の事例から、復興の実像を考察してきた。

まず、日本災害復興学会での議論と国連での定義を確認した。前者は、復興に関する枠組み：理念・ガバナンス・メカニズム・能力（レジリエンス）の構築を目指した研究活動があること、加えて新たな復興の課題の問題提起がなされていることを確認した。また、国連が定義する復興の「Build Back Better : 3B」は、歴史的に日本が主導している専門領域でもあるが故に、創造的復興と 3B の本質的意味は同じであることを確認した。

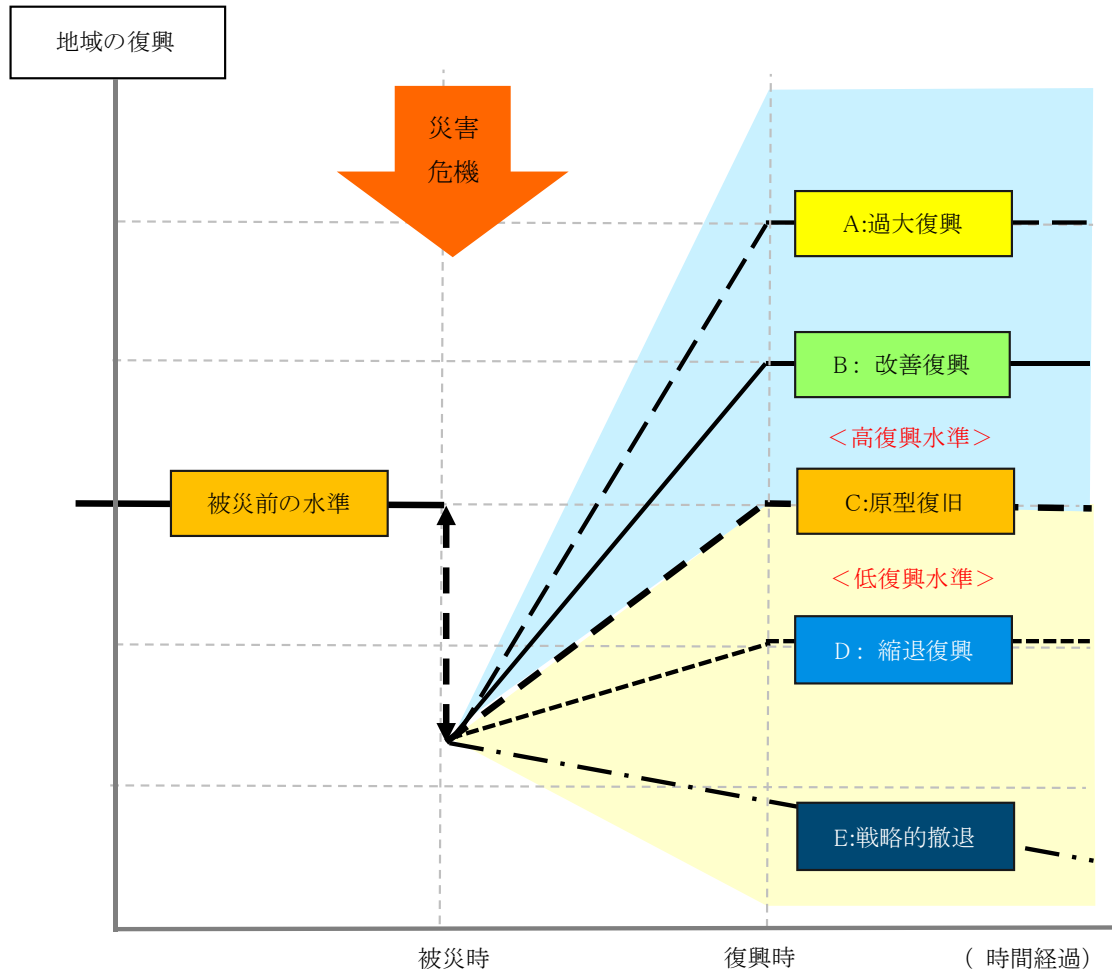
帝都復興院から東日本大震災までの復興体制・ガバナンスの変遷を踏まえると、我が国の復興体制は阪神淡路大震災時に確立したといえる。それは、東日本大震災からの復興では、復興庁（国、政府）の存在はあるものの、復興の主体はあくまでも地方公共団体、基礎自治体であり、国は側面支援の役割で、復興体制を構築している点を確認した。

復興の哲学、理念は、関東大震災からの復興で後藤新平が提唱した「創造的復興」が、現代にも引き継がれていることを確認した。また、阪神淡路大震災からの復興理念には、高齢化、成熟化する 21 世紀の日本を見据えた理念が掲げられ、100 年先を視野にいたした復興計画、新たな都市、産業を模索した長期時間軸の観点が盛り込まれていた。さらに、東日本大震災からの復興理念は、原子力発電所事故との複合災害からの復興を目指すうえで、先述の長期軸に加え多面的な理念が掲げられ、災害や発災時に直面した当時の社会課題を踏まえた復興の理念や方針が掲げられていることを確認した。

しかし、創造的復興の「創造的」や、3Bにある「より良い」とは、一体何だろうか。誰にとって、何が良くなることが、「創造的」で「より良い」のだろうか、など、追加の議論は絶えない。ここまでの考察で明らかになったことは、復興とは多義的であることだ。すなわち、復興の解法に一般解はなく、定義しようとしている間に社会状況が変化している。復興に関する課題や原因は複雑に絡み合っており、どのような取り組みを行っても、新たな課題が次々と生じるため、全てのステークホルダーの満足を満たし、合意形成することは一筋縄ではいかないという点が、復興の現実、実像である。

また、社会や経済が成長・拡大期ではない日本の社会経済環境の現状を念頭に、東日本大震災からのこれまでの 10 年の復興過程を踏まえれば、現状復旧すらままならない状況にある。私たちは、復興の選択肢に、罹災後の復旧に入る前から（できれば罹災前の事前対策時から）、縮退あるいは戦略的撤退という方向性や価値観を組み込み、創造的復興の概念を、よりメタな議論として再考すべきではないかとの著者の考えを提示して、本章の小括とする（図表 11）。

図表 1 1 地域の復興目標水準に関する概念¹⁷
 縮退や戦略的撤退¹⁸の選択肢を創造的復興の概念に追加



¹⁷ DBJ (2018)、日本災害復興学会 (2020) などから DBJ 作成

¹⁸ 縮退は、阪神淡路大震災における復興の基本理念／政府、阪神・淡路復興委員会などでも議論がなされていた。例えば集約型都市構造への転換 (スマートシュリンク) が該当する。また、戦略的撤退とは、縮退との関係の中で、リスク回避行動、即ち一時的に撤退し、全体態勢を立て直すための戦術 (選択肢) を意味する。

3. 復興の教訓：産業復興の観点から

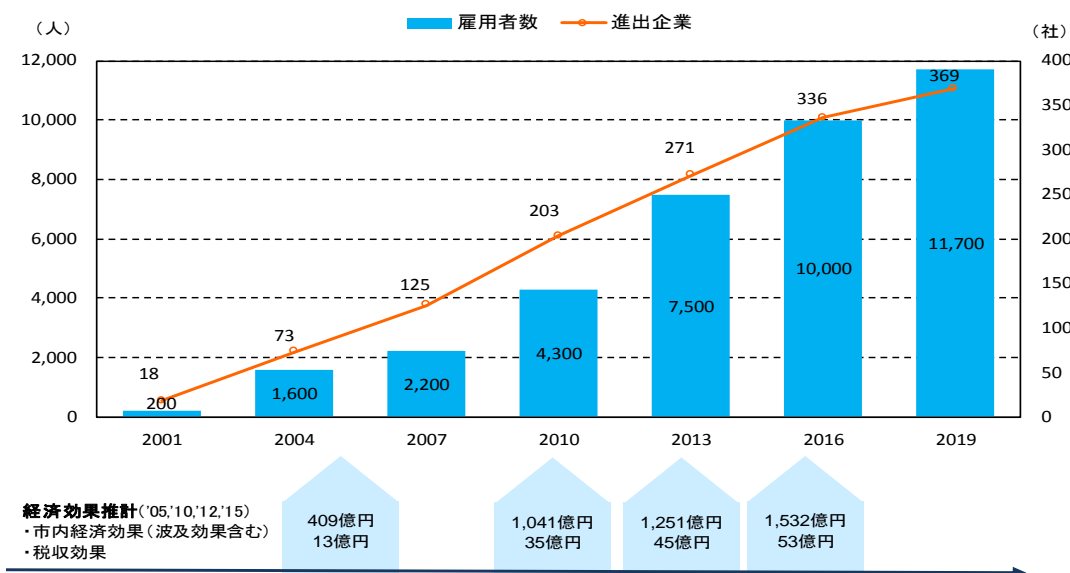
本章では、阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震震災を事例に、「創造的復興」について、産業復興の観点から考察する。

3-1 阪神・淡路大震災から 26 年

阪神・淡路大震災からの産業復興と地域の経済成長

兵庫県は、震災後の産業育成に、医療産業都市、水素エネルギー活用、航空機産業プラットフォーム、企業支援などを重点領域とし、新産業創造を経済復興の柱とした。その象徴は、2001年、神戸ポートアイランドに国の都市再生プロジェクトとして指定を受けた「神戸医療産業都市」である。産業集積を続け、369社が進出し、1万1700人が働く状況（2019年）となり、いまや先端医療技術の拠点として花開きつつある。（図表12）。

図表 1 2 神戸ポートアイランドの進出企業数と雇用者数¹⁹

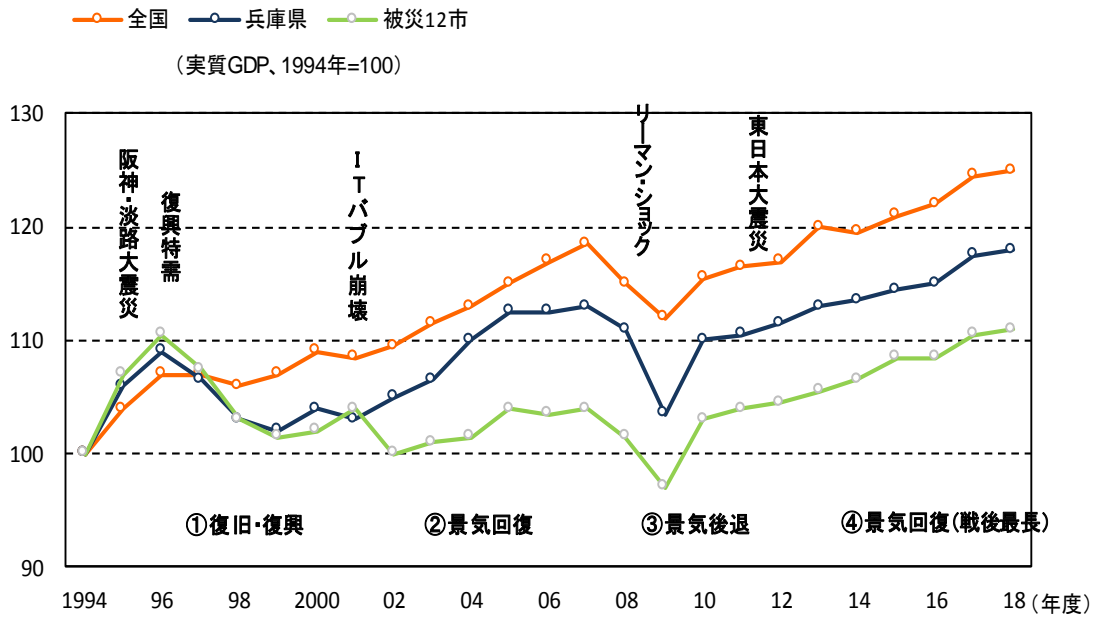


一方、被災 12 市 4 町²⁰を含む兵庫県の域内総生産（GDP、実質）は、いったん開いた全国との成長率の差が埋まらない状況が続く（図表 1 3）。震災後の 26 年の間、繊維製品は海外移転や撤退が相次ぎ、石油・石炭製品では出光興産が姫路の製油所を閉鎖、飲食料品は灘五郷などが手掛ける清酒の需要減が著しく、アサヒビール西宮工場が閉鎖された。県内の生産額が最大の鉄鋼は、中国など海外メーカーとの競争にさらされている。

¹⁹ 各種統計情報より DBJ 作成

²⁰ 旧被災 12 市 4 町(現 13 市)のこと。神戸市、西宮市、尼崎市、芦屋市、宝塚市、川西市、伊丹市、明石市、加古川市、三木市、高砂市、洲本市、淡路市（旧津名町、旧淡路町、旧北淡町、旧一宮町）。

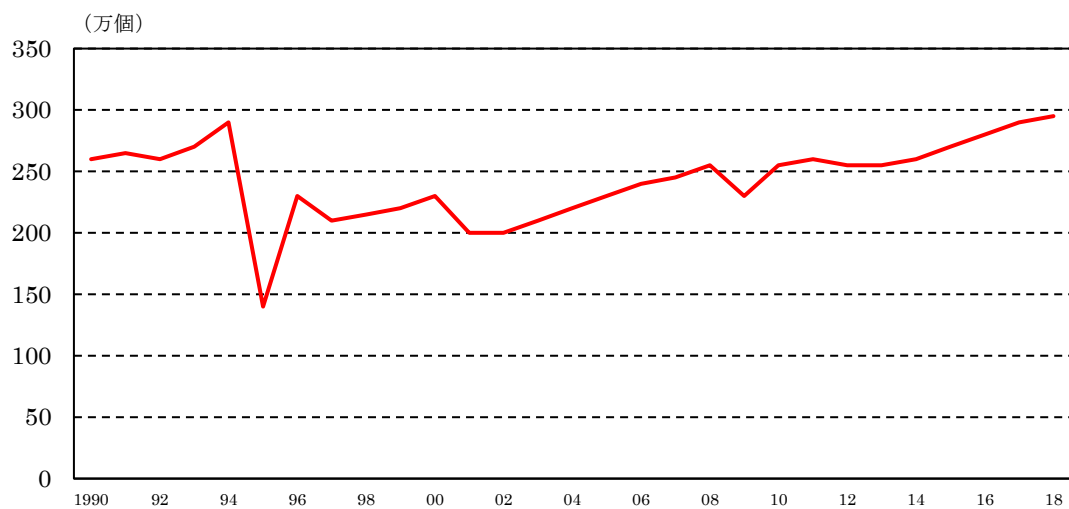
図表 1 3 実質 GDP の推移：兵庫県と全国²¹



神戸港の教訓

95年前後、神戸港は、世界各国の港湾のコンテナ取扱量は世界2位、いわゆるアジアを代表する国際ハブ港湾だった。震災後、2年後に全面復旧したのち、約25年程度を要しコンテナ取扱量は95年当時まで回復した(図表14)。しかし、それ以上に国際物流取引量は拡大し、中国上海港、韓国釜山港など近隣港湾にアジアの物流ハブ機能が取って代わられた結果、震災を機に神戸港の世界的な地位は凋落し、2018年時点で世界63位となった(図表15)

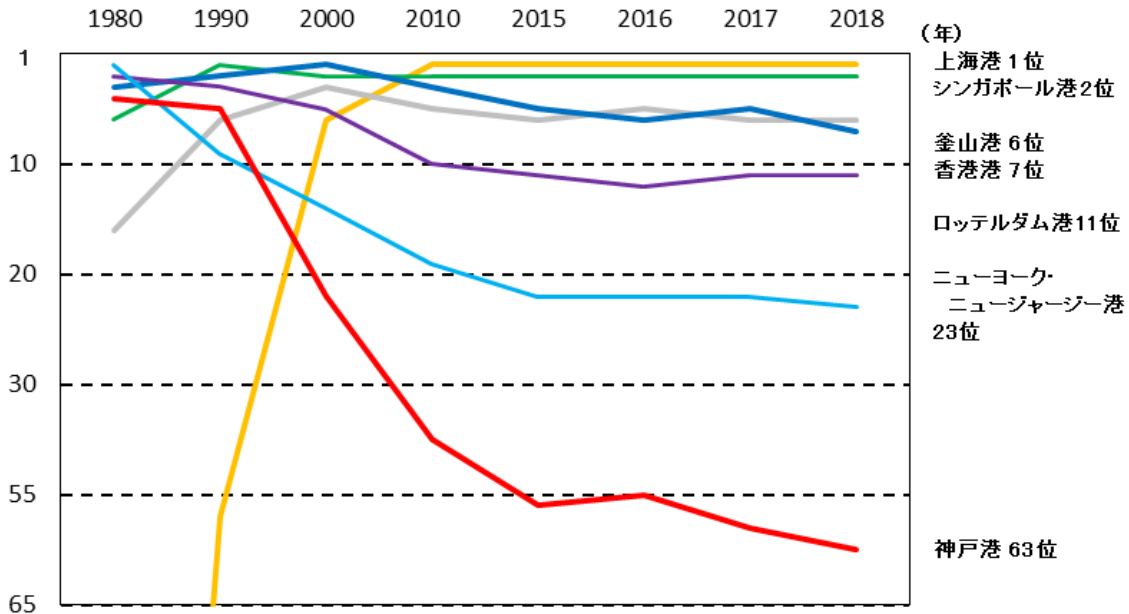
図表 1 4 神戸港のコンテナ取扱数²²



²¹ 各種統計情報より DBJ 作成

²² 同上より DBJ 作成

図表 1 5 世界主要港のコンテナ取扱量順位の推移²³



神戸港の国際競争力低下の理由は、原型復旧（第2章参照）を志向した港湾施設などの工事がなされたため、1)大型化する船舶のための水深を実現できなかったこと、2)IT化投資が遅れた等のハード面が直接的な原因である。さらに、この間、3)日本の製造業が海外生産シフトする中で、アジア域内の水平分業を深化させたこと、4)荷主のニーズが中国シフトを強める中で、物流ルート的大幅な変更が起きたこと、5)日本の地方港湾の整備が進む中で、国内競争や海外港湾との連携が活発化し神戸港を経由しなくなったこと等が挙げられる。

つまり、神戸港が国際地位を低下させた契機は、阪神・淡路大震災とも言えるが、そもそも経済のグローバル化に伴い、日本やアジア域内の産業構造が迅速かつ動的に変化する中、日本発着の物流ニーズが減少したという、国際物流を取り巻く構造転換や産業変革（いわゆるトランジション）に、震災を機に能動的に適応できなかった点が教訓である。

3-2 東日本大震災から10年

復興庁が管理する復興に向けた指標で、東日本大震災からの産業復興の進捗状況を確認する（図表16、17）。インフラなどの社会基盤関連施設の整備は太宗が完了し、地域産業に関する指標は既に被災前水準に回復していることが分かる。しかし、これらの指標は復旧状況を説明するものである。

一方、新産業の創造の観点では、「福島イノベーション・コースト構想」の国家プロジェクトがある。廃炉、ロボット・ドローン、再生エネルギー、スマート農業、医療、航空宇宙など

²³ 各種統計情報より DBJ 作成

の分野で新たな産業基盤の構築を目指しているが、未だ途上である。また、既存の水産加工業をはじめとする地域経済の担い手は、どのような復興を遂げたかは、判断しかねる状況である。地震による大津波が生息環境に影響を与えたのか、あるいは気候変動の影響か定かではないが、被災地近港で漁獲される魚種の変化による経済面での影響もあると²⁴考えられる。前述のように、阪神・淡路大震災では先端医療産業集積に相当の年数を要したため、東日本大震災の被災地域の産業復興について、現時点での判断は時期尚早であろう。

2016年、政府は「東北観光復興元年」を位置づけ、被災地域の経済回復を喚起してきた（図表16）。しかし、日本では2020年初旬から新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けており、現在もコロナ禍にある。2021年3月5日には、2度目に発令された緊急事態宣言が延長され、国内のGo toトラベル事業の再開、そして将来のインバウンドの再開の先行きは不透明だ。これは、被災地域の観光復興のみならず、観光立国を成長戦略として掲げてきた日本政府、観光を主産業として経済成長を描いていた関係者全体にとっての重要な復興課題だ。

図表16 東日本大震災からの復興に向けた指標

復興に向けた主な指標		2011年3月	2020年3月	備考
避難	避難者数	47万人	4.2万人	
住宅の自主再建	被災者生活再建支援金の支給状況	7.1万件	15.4万件	
個人債務者等対策	債務整理の成立数累計	10件	1372件	
医療施設	機能回復した病院の割合 全182拠点	—	98%	
学校	被災公立学校で復旧完了割合 全2,330校	—	99%	
農業	津波被災農地の営農再開割合 全19,690ha	—	94%	
水産加工業	施設の再開割合 全781箇所	—	97%	19年12月値
観光	外国人宿泊者数	36%	332%	19年確定値

図表17 東日本大震災からの復興事業で完了したもの

主な指標で完了したもの		被災前水準に回復 または完了時期	所用期間	備考
地域産業	津波浸水地域の鉱工業生産	2013年7月	2年4ヵ月	
	上記以外の同上	2012年1月	20ヵ月	
災害廃棄物処理	宮城県・岩手県	2014年3月	3年	
	福島県	2017年3月	6年	
インフラ	復興道路	2017年3月	6年	
	海外対策	2020年3月	9年	
まちづくり	防災集団移転促進事業の計画策定	2013年3月	2年	
	民間住宅等宅地の整備	2019年3月	8年	総計1.8万戸
	災害公営住宅の整備	2020年1月	9年10ヵ月	総計3万戸

²⁴ DBJ BCM 格付融資取得企業からのヒアリングによる：地殻変動か気候変動の影響か定かではないが、この10年で域内に流入し漁獲できる魚種に明らかな変化があるという。それは必ずしも市場取引における魚種単価が高いものへの変化ではない。なお、東北沖は黒潮と親潮が混合する世界三大漁場であり、日本の漁業生産量の2割のシェアを有する。

3-3 熊本地震震災から5年

2016年の熊本地震は、4月14日の前震で益城町において震度7、16日の本震で西原村と益城町において震度7を観測し、シリコンアイランド九州の象徴であった、熊本県の産業集積地が被災した（図表18）。

図表18 熊本地震で被災したシリコンアイランド²⁵



いずれも日本を代表するグローバル企業が名を連ねているが、中でも著者は、HOYA株式会社²⁶の危機管理の経営戦略に注目をした。当社は、罹災から2日後の平成28年4月18日、適時情報開示として以下の情報を開示している。

“マスク事業部熊本工場においては、4月14日以降の地震の影響、ならびに16日未明の本震後に発生した火災により、クリーンルームや精密機器などの生産設備が甚大な被害を受けました。工場の復旧に向けて検討を進めてまいりましたが、生産設備への被害が予想以上に大きいことから、事業の生産体制を一から見直し、再編することが必要と判断いたしました。その結果、熊本工場は今後、液晶パネル用フォトマスクの技術開発における主要拠点として位置付け、平成29年3月をめどに再建していくことを決定いたしました。また、熊本工場における液晶パネル用フォ

²⁵ 事業継続推進機構 2016 総会資料より引用

²⁶ 1941年に光学レンズメーカーとして創業したHOYAは、高度な先端技術を軸に「ライフケア」と「情報・通信」の2つの事業領域において、メガネやコンタクトレンズ、医療用内視鏡、白内障用眼内レンズ、さらには半導体やデジタル機器産業を支える精密機器、デバイスなどを多角的に展開。2020年3月31日時点で、世界に150以上の拠点、子会社を有し、37,000人の社員を擁する日本を代表するグローバル企業。

トマスクの生産業務については台湾、韓国の拠点へ業務移管を行ってまいります。”²⁷

当社のようなグローバル企業は、大株主に、当然に日本のみならず海外の機関投資家を抱えている²⁸。その経営責任を踏まえれば、株主への利益還元はもとより、当社製品の世界市場への供給責任の観点から、拠点分散などのリスク回避行動を決断し、迅速に行動することは経営戦略として当然のことである。これは、グローバル企業が、様々なステークホルダーに対する説明責任と具体の行動を示す宿命とも言え、新型コロナウイルス感染症危機対応で、サプライチェーンの多元化は更に求められている。著者は、本件をグローバル企業の危機管理として模範的な行動、すなわち危機管理経営の高度化を、熊本地震震災を機に実現した好事例であると考えている。

一方、熊本県下や関連するサプライチェーン企業が属する自治体（地域社会のステークホルダー）にとっては、この企業行動がもたらす影響は異なる意味を持つ。日本企業は雇用への意識がとても強いが、生産拠点と研究開発拠点では、必要人員数、必要専門人材が異なる。これらは、とくに地元自治体の税収（固定資産税、法人税など）に直結することとなり、言葉を選ばなければ、グローバル企業の海外シフトは地方経済の衰退になる可能性を秘めている。

熊本県は、産業復興として、1) ミュージックセキュリティーズ、熊本県、熊本県商工会議所連合会、熊本大学で進める「ふるさと投資」、2) 平田機工株式会社との包括連携協定による新産業創造、3) 産官学で熊本産業復興支援プロジェクト協議会の立ち上げ、4) 自然共生型産業分野、医工連携分野、IoT・AI・ビッグデータ活用分野、それらの周辺分野において、オープンイノベーションの推進を掲げた。

本件は、グローバル企業（ナショナルブランド）のサプライチェーンを含む危機管理経営の高度化にむけた企業行動と、地元自治体の産業復興との間（時間軸の違い、個と全体の最適の差など）のジレンマを考察する貴重な事例である。グローバル企業及び連なるサプライチェーン全体は、昨今ではESG、サステナビリティ、エネルギー、気候変動や地政学・地経学などの様々な事業リスクや機会に対峙しながら、長期的にも価値創造を継続できる持続可能なビジネスモデルの構築が求められている。日本で事業活動を継続することの様々な価値やよい影響力を、とくにグローバル企業が問われ続けていることを踏まえて、地域の産業復興を計画する必要がある。また、地域の産業を担う各主体の復興シナリオは多様（現状維持、撤退、再建など）である。その復興に向かう多様な経路（復興の多様性）を、地域社会としてどのように受け止め、どう地域産業の将来像を計画するかを考えさせられる、事例かつ教訓である。

²⁷ 当社HPより一部を引用 平成28年4月18日「平成28年 熊本地震による影響について」
<https://ss14.eir-parts.net/doc/7741/tdnet/1345511/00.pdf>（最終閲覧2021年3月9日）

²⁸ 大株主（2020年9月30日現在）：日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）、株式会社日本カストディ銀行（信託口）、SSBTC Client Omnibus Account、JP Morgan Chase Bank、GOVERNMENT OF NORWAY、STATE STREET BANK WEST Client、DEUTSCHE BANK TRUST COMPANY AMERICAS など

【小括】復興の教訓：産業復興の観点から

本章では、創造的復興について、阪神淡路大震災、東日本大震災、熊本地震震災での産業復興について、具体的な事例を確認し、そこからの教訓の抽出を試みた。

「創造的復興」の理念のもと、国も地方自治体も新産業の創造に挑戦し、着実に実績を上げている神戸ポートアイランドの事例もあれば、数多くの厳しい現実があることを確認した。

とくに、神戸港の事例では、世界的な産業構造や国際物流が迅速かつ動的に変化する中、その構造転換や産業変革（トランジション）に能動的に適応できなかった点が明らかになった。一方、同じ県下でもポートアイランドのように新たな産業創造に向かう地域もあり、産業復興はミクロな視点で捉えれば多様な状況である。東日本大震災からの産業復興は、未だ取り組み途上であり評価しがたい状況であるが、政府が「東北観光復興元年」と位置づけ、被災地域の経済回復を喚起してきた施策が、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、既存の復興事業の先行きが不透明の状況にある点を確認した。また、熊本地震震災におけるHOYA株式会社の事例では、グローバル企業が、様々なステークホルダーに対する説明責任を果たすべく危機管理経営の高度化が、必ずしも地域経済の復興と同期しないことが明らかになる復興のジレンマが生じていることを確認した。

新型コロナウイルス感染症が世界中の産業を襲った現在。非接触社会の実現を目指し、ますますデジタル化する社会経済環境の中で、東日本大震災等の被災地における現行の震災復興事業にコロナ復興事業を重ねることで、当該地域はどのような復興の将来像が待っているのだろうか。

本章では、日本の自然災害を主とした産業復興を考察したが、コロナ復興とも称される欧州：グリーン・リカバリー（脱炭素、ESG、気候変動対策）、米国：ビルドバックベター（国家再建）、中国：健康シルクロードなど、経済先進国が掲げる復興の国家戦略に対峙するべく、日本のグローバル企業は危機管理経営の高度化を推進する一方、復興の主体たる日本の地方自治体は、どのような産業復興像を描くのであろうか。神戸港や熊本地震震災で起こった産業復興の事実と教訓を忘れてはならない、との著者の想いを強調して、本章の小括とする。

4. 総括

：復興“戦略”の確立を

本稿は、法的には定義がなされていない復興という言葉に着目し、「復興とは何か」の命題を、復興の定義（第2章）、産業復興（第3章）の観点から考察した。それぞれの小括を踏まえて、本稿の総括を行う。

あらためて問われる創造的復興

関東大震災時に掲げられた後藤新平の「創造的復興」は、日本を高度経済成長へと牽引した政官民、並びに被災地域の自治体や住民らにとって共通の理念・価値観であり、国内の近年の災害からの復興においても、同理念は受け継がれている。この創造的復興は、いまや国連の仙台防災枠組の中核概念 Build Back Better（より良い復興）に採用され、定義され、世界共通の価値観にもなった。

一方、日本の近年の災害からの復興過程を踏まえれば、内外の社会経済環境の変化も相まって、創造的復興における産業復興は一筋縄ではない現実を確認することができた（第3章小括）。とくに、東日本大震災から10年の復興過程では、元の土地に戻って暮らすという、従来の復興の前提が必ずしも適当でない事例が生じ、現在も進行している。国や基礎自治体は、復興事業として、防潮堤を建設し景観や風土そのものを改変する大規模な公共事業を実施し被災地域の安全性、強靱性を向上させるほか、約4兆円をかけて放射性物質の除染を行う等の復興に向かう社会基盤の整備をする努力を行ってきた。しかし、ある地域では被災地の人口は元には戻らない現実があり、復興事業の意義も再考すべき時である。

著者が考えるに、創造的復興の本来目的は、有形無形の復興を未来志向で実現することにある。それは、産業復興であり、被災地域の復興でもあるが、被災者一人一人の人間の復興を実現することだ。定義不在の復興ではあるが、それは多義性を有しているから（2章小括）であり、復興に関するある種の想像力・創造力を、将来世代に期待しているから、と解釈できないだろうか。国難災害の発生頻度を踏まえるに、時代によって復興の価値観や理念は異なる。よって、そもそも復興とは定義すべきものではなく、時の社会環境に合わせて臨機応変に復興を計画し続ける、その創造力を将来世代に委ねているが故に、あえて定義をしていないという解釈である。

復興の多義性を踏まえた復興“戦略”策定の必要性

しかし、復興を推進するに際して欠落している観点がある。それが復興“戦略”だ。復興の理念、方針を掲げ、体制を整備しても、そこに“戦略”が無ければ、逐次社会資源を投入し続け、まるで砂漠に水を撒き続ける事態、ゴールの無いマラソンを走り続ける状況になりかねない。復興とは、問題も解法も一般解はなく、それを定義しようとしている間に状況が変化するという特徴がある。また、ステークホルダーの数が多いため、万人が満足することは有り得ず、合意

形成も容易ではない。復興の主体が地域にあるならば、国の後方支援を期待しながら、地域の文化、伝統、自然資本などの特性にあった復興戦略を、むしろ被災地域のステークホルダーが一丸となって積極的に策定すべきではないか。であるからこそ、地域社会が主導する、地域の復興戦略が必要なのである。ただし、戦略には優先順位の決定という決断と覚悟が求められる。決断とは決めて断つことであり、縮退や撤退のシナリオを導くことになる（図表 11）。しかし、過去との訣別は、むしろ未来創造に向かう復興の第一歩になるのではないかと考える。私たち一人一人は微力であるが、決して無力ではないという希望を、被災地域の全ての方にお伝えするとともに、「創造的復興に“戦略”を」という著者の総括メッセージとして述べ、本稿の結語とする。

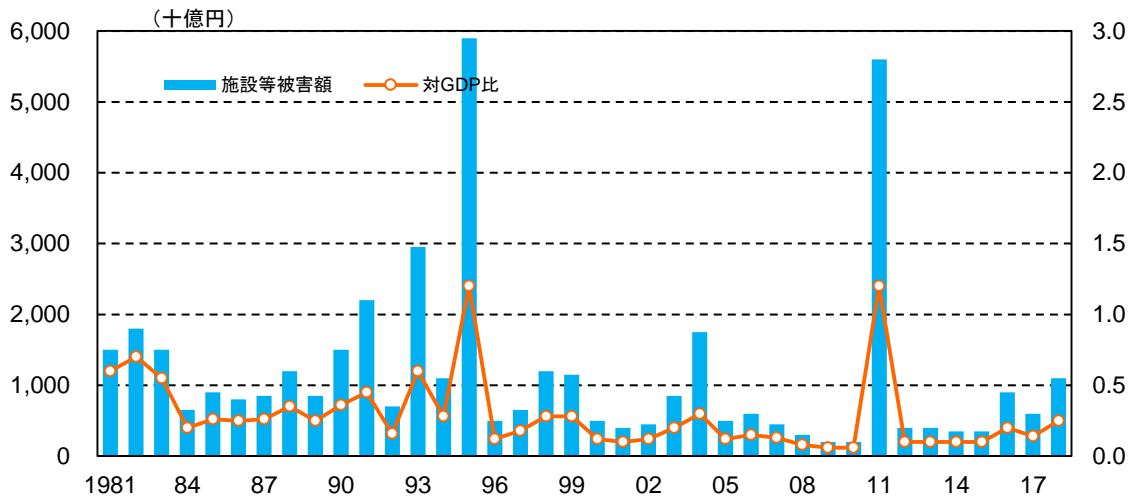
最後に

本稿に関連する防災、復興の議論で忘れてはならない点を 2 点述べる。

①**事前対策の重要性**：本稿では復興に着目したが、様々な国難災害に対して事前の予防投資が何より重要である。防災対策の、最優先の戦略は、将来の被害量を、それが起こる前に、限られた時間と予算を総動員して軽減する（脆弱性を取り除く）ことである。東日本大震災の復興過程でも明らかになったが、甚大な被害をうけた被災地域の復旧・復興を遂行する地域社会の力は、人口減少、高齢化等とともに増々弱まる。将来、想定されている南海トラフ沿の巨大地震群や首都直下地震の期待経済損失は、対 GDP 比で近年の災害の比にはならないほど甚大であることは既に推計されており、想定外の危機ではない（図表 19、20）。

②**復興という名の国際競争**：国の危機対応は、国際的な経済競争力や安全保障バランスと表裏一体の関係である。新型コロナウイルス感染症からの復興は、第 3 章小括で述べたように、グリーン・リカバリー、デジタル変革という名の、国際競争となっている。官民ともに、世界経済の構造転換や産業変革（トランジション）に、能動的かつ臨機応変に対応できる攻めの危機管理体制（法令順守のリスク管理ではなく、成長戦略に資するオールハザード対応型リスク管理）の構築が急務である。

図表 1 9 国内総生産（GDP）への自然災害被害影響²⁹



図表 2 0 日本の自然災害による経済損失の過去と将来見込み³⁰

災害名	年	損害額 (億円)	GDP 比 (%)	死者/行方不明者数 (人)
関東大震災	1923	55-65	37-44	105,000
福井地震	1948	22	0.6	3,895
伊勢湾台風	1959	840	6.4	5,098
新潟地震	1964	2,674	0.9	26
宮城県沖地震	1978	2,688	0.1	28
阪神・淡路大震災	1995	10兆円	2.3	6,437
東日本大震災	2011	17-20兆円	3-4	20,000
南海トラフ沿の M8 地震群	~2050	220兆円	44	32.3万人
首都圏直下地震	20XX	95兆円	19	2.3万人

²⁹ 各種統計情報より DBJ 作成

³⁰ 目黒 (2020) を引用、参考に DBJ 作成

参考文献など

- 帝都復興審議会（大正 12.9.19 勅令 418 号）
- 帝都復興院官制（大正 12.9.27 勅令 425 号）
- 復興局（大正 13.2.25 勅令 26 号）
- 帝都復興事業誌 緒言－組織及法制篇（復興事務局）（昭和 6 年）
- 総理府 阪神・淡路復興対策本部事務局「阪神－淡路大震災復興誌」（平成 12 年 2 月）
- 総理府 本府組織令（平成 7 年 2 月 15 日改正）
- 「阪神－淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律」（平成 7 年 2 月 24 日法律第十二号）
- 兵庫県 『阪神・淡路震災復興計画』（平成 7 年 7 月）
- 兵庫県 『新都市再生戦略ビジョン作成方針（案）』（平成 7 年 1 月 27 日）
- 兵庫県 『阪神・淡路震災復興計画』（ひょうごフェニックス計画）（平成 7 年 7 月）
- 震災復興調査研究委員会 「阪神－淡路大震災復興誌 [第 1 巻]」（財）21 世紀ひょうご創造協会（1997.3）
- 阪神・淡路大震災調査報告編集委員会 「阪神・淡路大震災調査報告」（社）土木学会（2000.2）
- 内閣官房 東日本大震災復興構想会議 「復興への提言」 2011.6.25
- 日本災害復興学会論文集 第 15 号特集号, 2020.9
- 日本政策投資銀行 「2018 年自然災害からの復興と課題～地域と産業のレジリエンス構築に向けて～」 2018.10
- 日本政策投資銀行 「DBJ リスクランドスケープ調査 2014 ー日本初、地域が抱える総合的なリスクに関するアセスメントとレジリエンスに関する意識調査ー」 2014.3
- 仙台防災枠組 2015-2030 : Sendai Framework for Disaster Risk Reduction 2015-2030、United Nations Office for Disaster Risk Reduction 2015
- 復興庁 「復興の現状と課題」 2021.1
- 復興庁 「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について 2021.3.9
- 内閣府防災担当 「防災白書」 令和二年度版
- 岡本正、「災害復興法学」（2014 年）、「災害復興法学Ⅱ」（2018 年）、慶應義塾大学出版会
- 目黒公郎、「大規模複合災害・巨大地震災害の全貌解明への取り組み」、日本学術会議と防災学術連携体がシンポ 2020.3 など
- 寺田寅彦 天災と国防 1934、天災と日本人

復興とは何か

—創造的復興における復興戦略の必要性—



©Development Bank of Japan Inc. 2021

- ・本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引等を勧誘するものではありません。
- ・本資料は当行が信頼に足ると判断した情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性・確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しましては、ご自身のご判断でなされますようお願い致します。
- ・本資料は著作物であり、著作権法に基づき保護されています。本資料の全文または一部を転載・複製する際は、著作権者の許諾が必要ですので、当行までご連絡下さい。
- ・著作権法の定めに従い引用・転載・複製する際には、必ず、『出所：日本政策投資銀行』と明記して下さい。

お問い合わせ先

株式会社日本政策投資銀行 産業調査部／サステナビリティ企画部
蛭間・安藤・青山

Tel: 03-3244-1840 / 03-3244-1170
e-mail (産業調査部): report@dbj.jp